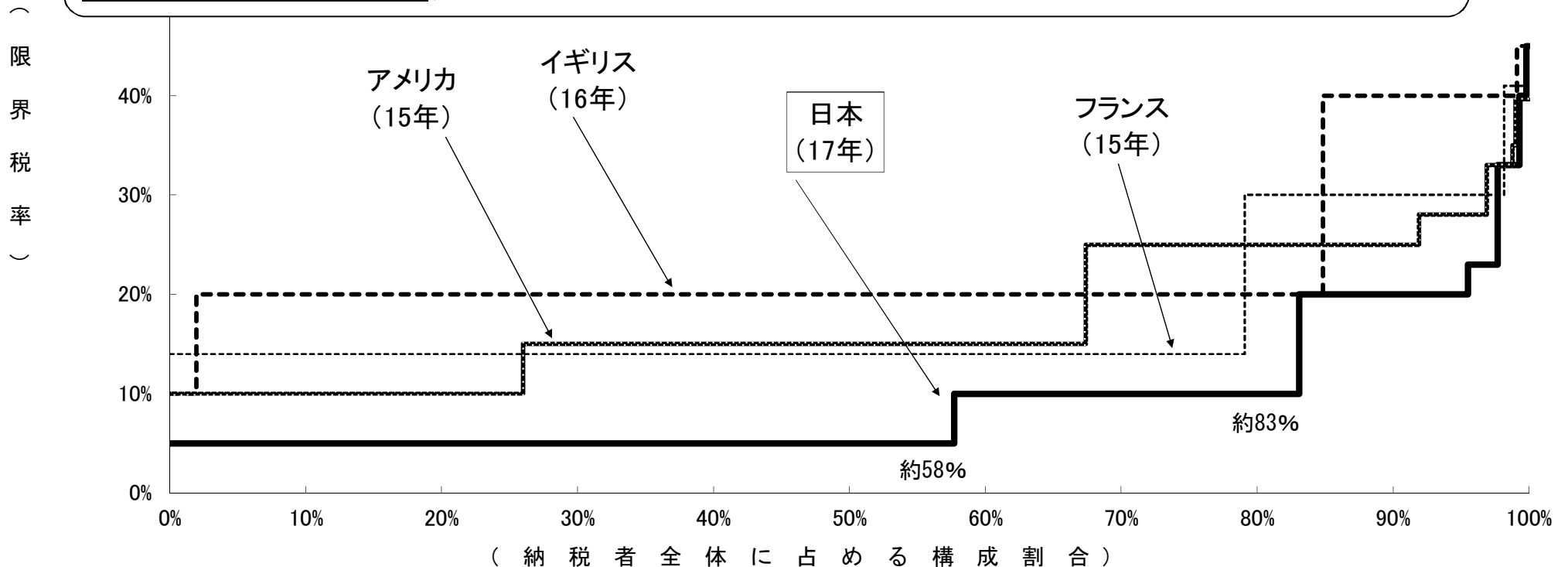


所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2018年1月現在)

我が国の所得税の納税者においては、最低税率（5%）が適用される納税者が約6割を占め、8割強の納税者が適用税率10%以下。



限界税率	0%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超
日本(17年)	83%	12%	5%
アメリカ(15年)	26%	41%	33%
イギリス(16年)	2%	83%	15%
フランス(15年)	0%	79%	21%

- (注) 1. 日本のデータは、平成29年度予算ベースの推計値に、配偶者控除及び配偶者特別控除の改正(平成30年1月1日施行)を加味している。
2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成(ただし、日本と異なり、一部分離課税に係るものが含まれる)。
3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。
4. 上表中のイギリスの「0%超～10%以下」の欄には、便宜的に、「給与所得等が無く、利子所得に対して20%の税率が課されている者及び/又は配当所得に対して7.5%の税率が課されている者」の割合を記載している。なお、データは、OBR(予算責任局)が2017年3月に公表した経済財政見通しを前提とした、2014年度の個人所得調査に基づく推定値。
5. ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。
6. 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は7段階(5・10・20・23・33・40・45%)、アメリカは7段階(10・15・25・28・33・35・39.6%)、イギリスは3段階(20・40・45%)、フランスは5段階(0・14・30・41・45%)である。なお、2018年1月現在においては、アメリカはブラケット内の税率を改正し、7段階(10・12・22・24・32・35・37%)となっている。
7. 構成割合については、端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。